

告示

埼玉県告示第三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年一月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ新座店

埼玉県新座市中野二丁目二千七十一番外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）ケーズデンキ新座店

埼玉県新座市中野二丁目二千七十一番外

（変更後）ケーズデンキ新座店

埼玉県新座市中野二丁目二千七十一番外

ハ 変更年月日

令和二年十一月二十七日

ニ 届出年月日

令和二年十二月十八日

二 縦覧期間

令和三年一月八日から令和三年五月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年一月八日から令和三年五月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課